

火災、溢水及び化学薬品に係る説明の進め方について

再処理施設における、「第十一条 火災等による損傷の防止」、「第十二条 溢水による損傷の防止」及び「第十三条 化学薬品等による損傷の防止」に係る説明の進め方に係る考え方を以下に示す。

1. 基本的な考え方

- 火災・溢水・化学薬品で、共通の内容を含む説明（防護対象設備の選定、区画設定、区画を形成する設備設計及び防護設備・対策設備の耐震設計）については、基本的には同日のヒアリングで説明し、差分を明確にする。なお、「第三十六条 重大事故等対処設備」に関わる内容も踏まえたものとする。

2. 防護対象設備、区域区画設定の説明

- 前回ヒアリング（1/20）において、防護対象設備の選定、区画設定及び区画が重複する境界に対する設備設計における考慮（要求事項の重複）と相違点について説明させて頂いた。
- 上記を受け、2/1のヒアリングにおいて火災の防護対象の選定方針・選定結果及び火災区域・区画の設定方針・設定結果を説明させて頂く。
- 溢水・化学薬品については溢水00別紙4を用いて差分を説明させていただき、後日（2/8）選定結果を提出させて頂く。
- 2/1のコメントは双方資料に反映するとともに、前回ヒアリング（1/20）資料へも反映し、共通点・相違点を明確にする。

3. 防護対策設備・防護設備の説明

- 区域・区画境界を構成する設備
 - ・ 具体的な設備仕様について性能確認結果も用いて、次回（2/9）のヒアリングにおいて火防01 4-9等により説明させて頂く。
 - ・ 溢水・化学薬品についても区画境界を構成する設備を補足説明資料（2/2提出）で示し、双方の条文要求が設計上考慮されていることを説明させて頂く。
- その他の防護設備
 - ・ 各条文要求に基づく設備であることから、設備設計の詳細は個別に説明させて頂く。
 - ・ 火災・溢水・化学薬品の耐震設計のうち、共通（防護設備のSs機能維持要求等）に係る設計について共通で説明させて頂く。

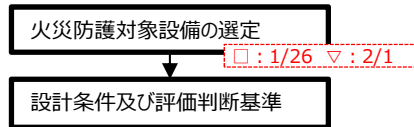
4. 影響評価等

- 条文毎の評価ガイドに基づく評価となるため、個別に説明させて頂く。

火災、溢水及び化学薬品に係る説明の進め方

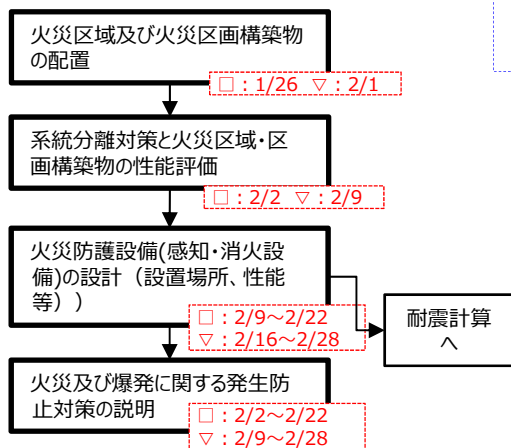
火災等による損傷の防止

1. 設計条件及び評価判断基準

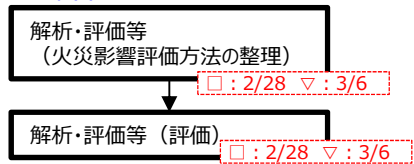


2. 具体的な設備の設計

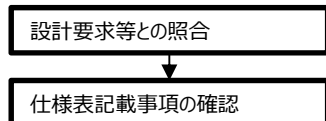
2-1 システム設計、構造設計等



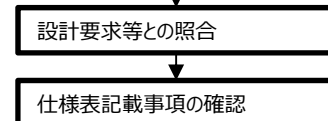
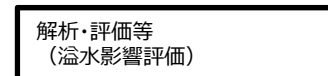
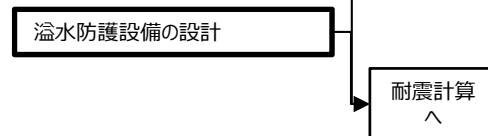
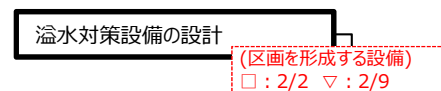
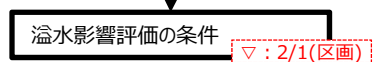
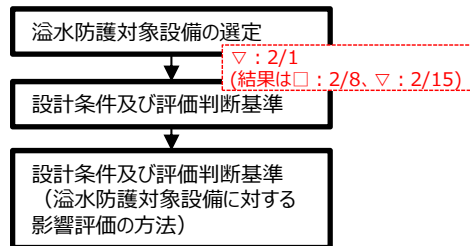
2-2 評価・解析等



3. 設備等の設計と評価判断基準との照合



溢水・化学薬品による損傷の防止



火災・溢水・化学薬品の進め方の考え方

【防護対象設備の選定】(共通)

- 母数となる防護対象設備から条文個別の理由により防護対象設備の選定がされることを確認頂く。
- 2/1に火防1-1、溢水00別紙4により両条文の相違点を説明し、溢水の詳細な選定結果は、2/8提出資料により詳細を確認頂く。
- 溢水源の除外に係る方針、溢水源とする対象については、溢水影響評価の条件の説明に先行して示す。

【設計条件及び評価判断基準】

- 条文固有の要求事項に対する説明のため個別説明。(溢水は2/22提出資料により各評価(没水、被水等)の方法について説明)

【区画設定】(共通)

- 2/1に火防1-2、溢水00-01別紙4により、両条文の区画設定の考え方、設定結果及び要求事項が重複する箇所について確認頂き、以降の対策設備・防護設備の設計条件を確認頂く。

【区画を形成する設備設計】(共通)

- 2/9に火防4-9、溢水補足説明資料により、上述を受け区域の境界を形成する設備の設計の詳細を確認頂く。

【防護設備・対策設備の設計(耐震以外)】

- 防護設備・対策設備の設計の詳細については、条文毎の要求に基づく個別の設計となるため個別に確認頂く。
- 但し、耐震設計の説明の前に予め完了させる。【~3/M】

【防護設備・対策設備の耐震設計】(共通)

- 防護設備・対策設備に対する両条文のSs機能維持に係る耐震設計(考慮する荷重、許容限界等)について別紙4にて確認頂く。【3/M】

- 条文毎の評価ガイドに基づく評価となるため、個別に確認頂く。

- 条文毎の設計要求に対する設計の照合となるため、個別に確認頂く。